

福島県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

(平成19年2月1日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条により準用する同法第200条第2項及び第202条の規定に基づき、福島県後期高齢者医療広域連合監査委員(以下「監査委員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員の定数は、福島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号)の定めるところによる。

(監査等の通知及び結果の報告)

第3条 監査又は検査若しくは審査(以下「監査等」という。)を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査等の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査等を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査等の結果の報告又は通知若しくは公表は、当該監査等の終了後速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 監査委員が行う公表は、福島県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第2号)に定める公表の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。